

政令第 号

道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第六十五条第四項、第七十一条の四第三項及び第四項、第七十一条の五第一項、第九十条の二第一項ただし書、第九十六条の二、第九十七条の二第二項、第一百条の二第一項第二号、第一百七条の二、第一百二十二条第一項並びに第一百四十六条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路交通法施行令の一部改正）

第一条 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二中「第六十七条第二項」を「第六十七条第三項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十六条の二の二とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

（同乗の禁止の対象とならない自動車）

第二十六条の二 法第六十五条第四項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中的

もの

二 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第六項に規定する代行運転自動車

第二十六条の三の三第一項第三号中「関する外国の行政庁」を「関する本邦の域外にある国又は地域（以下「外国等」という。）の行政庁又は権限のある機関（以下「行政庁等」という。）」に、「当該外国の行政庁」を「当該外国等の行政庁等」に、「外国に」を「外国等に」に改め、同条第二項第二号中「外国の行政庁」を「外国等の行政庁等」に改める。

第二十六条の四第三号中「外国」を「外国等」に、「行政庁」を「行政庁等」に改める。

第二十六条の六第一号の表中「第百十七条の二第二号」を「第百十七条の二第四号」に、「第百十七条の二第三号」を「第百十七条の二第五号」に、「第百十七条の二第一号の二」を「第百十七条の二第三号」に、「第百十七条の四第五号」を「第百十七条の二の二第六号」に、「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の二第一号又は法第百十七条の二の二第一号」に、「第百十七条の四第六号」を「第百十七条の二の二第七号」に、「第百十七条の二第一号又は法第百十七条の四第三号」を「第百十七条の二の二第五

号」に、「第百十七条の四第七号」を「第百十七条の四第三号」に、「第百十七条の四第四号」を「第百十七条の四第二号」に改め、同条第二号の表中「第百十九条の三第一項第三号」を「第百十九条の二第一項第三号」に、「第百十九条の三第一項第一号」を「第百十九条の二第一項第一号」に、「第百十七条の二第二号若しくは第三号、法第百十七条の四第五号から第七号まで」を「第百十七条の二第四号若しくは第五号、法第百十七条の二の二第六号若しくは第七号、法第百十七条の四第三号」に改める。

第二十六条の七第一項の表一中「第百十七条の四第四号」を「第百十七条の二の二第五号」に改める。

第三十三条の六第一項第一号ホ及び第二号ハ、第二項第一号ホ及び第二号ハ並びに第三項第二号、第三十四条の二第一号ニ並びに第三十四条の四第二項中「外国」を「外国等」に、「行政庁」を「行政庁等」に改める。

第三十五条第一項第二号口中「第百十七条の二第二号若しくは第三号の罪、法第百十七条の四第五号から第八号まで」を「第百十七条の二第四号若しくは第五号の罪、法第百十七条の二の二第六号若しくは第七号の罪、法第百十七条の四第三号若しくは第四号」に、「第百十九条の三第一項第三号」を「第百十九条の二第一項第三号」に改める。

第三十七条中「外国」を「外国等」に、「行政庁」を「行政庁等」に改める。

第三十九条の三第一項第三号中「第一号の二」を「第三号、法第一百七条の二の二第一号若しくは第五号」に改め、「から第四号まで」を削る。

第三十九条の四の見出し中「有する国」の下に「又は地域」を加え、同条中「定める国」の下に「又は地域」を加え、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 イタリア共和国

第三十九条の四に次の二号を加える。

五 ベルギー王国

六 台湾

第三十九条の五第一項第一号中「有する外国」を「有する外国等」に、「規定する外国」を「規定する外国又は地域」に、「行政庁又は当該外国」を「行政庁等又は同条に規定する国」に改め、同項第二号及び第三号中「外国」を「外国等」に、「行政庁」を「行政庁等」に改める。

第四十三条第二項の表中、「平成十三年法律第五十七号」を削り、同条第三項の表中、「大型自動車免許及び」を「大型自動車免許又は」に改める。

第四十四条の三中「第百十七条の四第三号」を「第百十七条の二の二第一号」に改める。

別表第一第三号中「第四十九条第二項」を「第四十九条第一項」に改める。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表第二十六条の六第一号の項中「第百十七条の二第二号」を「第百十七条の二第四号」に、「第百十七条の二第三号」を「第百十七条の二第五号」に、「第百十七条の四第五号」を「第百十七条の二第二第六号」に、「第百十七条の四第六号」を「第百十七条の二の二第七号」に、「第百十七条の四第七号」を「第百十七条の四第三号」に改め、同表第二十六条の六第二号の項中「第百十九条の三第一項第三号」を「第百十九条の二第一項第三号」に、「第百十七条の二第二号」を「第百十七条の二第四号」に、「第百十七条の四第五号」を「第百十七条の四第三号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月十九日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、酒気を帯びている運転者が運転する車両に同乗する行為の禁止の対象とならない自動車を定めるとともに、台湾の権限のある機関の運転免許に係る運転免許証を所持する者が本邦において当該運転免許証で自動車等を運転することができることとする等の必要があるからである。

改正案	現行
<p>（同乗の禁止の対象とならない自動車） 第二十六条の二 法第六十五条第四項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>一 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のもの</p> <p>二 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第六項に規定する代行運転自動車</p> <p>（呼気検査の方法） 第二十六条の二の二 法第六十七条第三項の規定による呼気の検査は、検査を受ける者にその呼気を風船に吹き込ませることによりこれ採取して行うものとする。</p> <p>（運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車等を運転することができる者） 第二十六条の三の三 法第七十一条の四第三項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 現に受けている大型自動二輪車免許を受けた日前六月以内に普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する本邦の域外にある国又は地域（以下「外国等」という。）の行政庁又は権限のある機関（以下「行政庁等」という。）の運転免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の運転免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間（以下この条において「外国免許期間」という。）が通算して三年以上であり、又は当該外国免許期間と当該現に受けている大型自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）とを通算した期間が三年以上であるもの</p>	<p>（呼気検査の方法） 第二十六条の二 法第六十七条第二項の規定による呼気の検査は、検査を受ける者にその呼気を風船に吹き込ませることによりこれ採取して行なうものとする。</p> <p>（運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車等を運転することができる者） 第二十六条の三の三 法第七十一条の四第三項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 現に受けている大型自動二輪車免許を受けた日前六月以内に普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の運転免許を受けていたことがある者で、当該外国の行政庁の運転免許を受けていた期間のうち当該外国に滞在していた期間（以下この条において「外国免許期間」という。）が通算して三年以上であり、又は当該外国免許期間と当該現に受けている大型自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）とを通算した期間が三年以上であるもの</p>

四 (略)

2 法第七十一条の四第四項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 現に受けている普通自動二輪車免許を受けた日前六月以内に普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の運転免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の運転免許に係る外国免許期間が通算して三年以上であり、又は当該外国免許期間と当該現に受けている普通自動二輪車免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)とを通算した期間が三年以上であるもの

3・4 (略)

(初心運転者標識の表示義務を免除される者)

第二十六条の四 法第七十一条の五第一項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 現に受けている普通自動車免許を受けた日前六月以内に普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の運転免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の運転免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して一年以上のもの

四 (略)

(自動車の使用の制限の基準)

第二十六条の六 法第七十五条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 自動車(法第五十一条の四第一項に規定する重被牽引車(以下「重被牽引車」という。)を含む。以下この条及び次条において同じ

。)の使用者(安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。以下この条において「使用者等」という。)が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の下欄に掲げる違反行為をした

四 (略)

2 法第七十一条の四第四項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 現に受けている普通自動二輪車免許を受けた日前六月以内に普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の運転免許を受けていたことがある者で、当該外国の行政庁の運転免許に係る外国免許期間が通算して三年以上であり、又は当該外国免許期間と当該現に受けている普通自動二輪車免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)とを通算した期間が三年以上であるもの

3・4 (略)

(初心運転者標識の表示義務を免除される者)

第二十六条の四 法第七十一条の五第一項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 現に受けている普通自動車免許を受けた日前六月以内に普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の運転免許を受けていたことがある者で、当該外国の行政庁の運転免許を受けていた期間のうち当該外国に滞在していた期間が通算して一年以上のもの

四 (略)

(自動車の使用の制限の基準)

第二十六条の六 法第七十五条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 自動車(法第五十一条の四第一項に規定する重被牽引車(以下「重被牽引車」という。)を含む。以下この条及び次条において同じ

。)の使用者(安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。以下この条において「使用者等」という。)が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の下欄に掲げる違反行為をした

<p>ときは、六月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずるものとする。</p>		<p>自動車の使用者等の違反行為</p>	<p>自動車の運転者の違反行為</p>
<p>自動車の使用者等の違反行為</p>	<p>自動車の運転者の違反行為</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>法第百十七條の二第四号の違反行為</p>	<p>法第百十七條の二第五号の違反行為</p>	<p>法第百十七條の二第三号の違反行為</p>	<p>法第百十七條の二第一号又は法第百十七條の二第二号の違反行為</p>
<p>法第百十七條の二の二第六号の違反行為</p>	<p>法第百十七條の二の二第七号の違反行為</p>	<p>法第百十七條の二の二第五号の違反行為</p>	<p>法第百十七條の二の二第一号又は法第百十七條の二の二第二号の違反行為</p>
<p>法第百十七條の四第三号の違反行為</p>	<p>法第百十七條の四第一号の違反行為</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>二 自動車の使用者等が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の中欄に掲げる違反行為をした場合において、同表の下欄に掲げるいずれかの事情があるときは、三月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。</p>			
<p>自動車の使用者等の違反行為</p>	<p>自動車の運転者の違反行為</p>	<p>事情</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>二 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去一年以内に、法第百十七條の二第四号若しくは第五号、法第百十七條の二の二第六号若しくは第七号、法第百十七條の四第三号若しくは法第百十八條第一項第四号（法第七十五條第一項第五号に係</p>	<p>（略）</p>

<p>ときは、六月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずるものとする。</p>		<p>自動車の使用者等の違反行為</p>	<p>自動車の運転者の違反行為</p>
<p>自動車の使用者等の違反行為</p>	<p>自動車の運転者の違反行為</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>法第百十七條の二第二号の違反行為</p>	<p>法第百十七條の二第三号の違反行為</p>	<p>法第百十七條の二第一号の二の違反行為</p>	<p>法第百十七條の二第二号の二の違反行為</p>
<p>法第百十七條の四第五号の違反行為</p>	<p>法第百十七條の四第六号の違反行為</p>	<p>法第百十七條の二第一号又は法第百十七條の四第三号の違反行為</p>	<p>法第百十七條の四第四号の違反行為</p>
<p>法第百十七條の四第七号の違反行為</p>	<p>法第百十七條の四第四号の違反行為</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>二 自動車の使用者等が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の中欄に掲げる違反行為をした場合において、同表の下欄に掲げるいずれかの事情があるときは、三月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。</p>			
<p>自動車の使用者等の違反行為</p>	<p>自動車の運転者の違反行為</p>	<p>事情</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>二 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去一年以内に、法第百十七條の二第一号若しくは第三号、法第百十七條の四第五号から第七号まで若しくは法第百十八條第一項第四号（法第七十五條第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為を</p>	<p>（略）</p>

第二十六條の七 法第七十五條の二第一項の政令で定める基準は、次の表一の上欄に掲げる違反行為が行われた場合において、自動車の使用
者がその違反行為の区分ごとに同表の中欄に掲げる指示を受けた後一
年以内における当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違
反行為関係累計点数（当該違反行為及び当該指示を受けた時から当該
違反行為が行われた時までの間における当該自動車についての当該違
反行為と同一の区分のその他の違反行為（その行為の都度、同表の下
欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。）のそれぞ
れについて別表第二の定めるところにより付した基礎点数の合計をい
う。以下この条において同じ。）が、当該自動車の使用者の次の表二
の上欄に掲げる前歴の回数に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定め
る点数以上の点数に該当することとなつたときは、当該自動車の次の
表三の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間を
超えない範囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させてはなら
ない旨を命ずることができることとする。

三
（略）

る部分に限る。）の違反行為を
し、又は過去一年以内に二回以
上、法第百十八條第一項第四号
（法第七十五條第一項第二号に
係る部分に限る。）若しくは第
五号、法第百十九條第一項第十
一号若しくは法第百十九條の二
第一項第三号の違反行為をした
者であること。

違反行為	自動車の使用 者に対する指示	罪
(略)	(略)	(略)
表二・表三 (略)	(略)	法第百十七條の二の二第五号の罪

2
(略)

第二十六條の七 法第七十五條の二第一項の政令で定める基準は、次の表一の上欄に掲げる違反行為が行われた場合において、自動車の使用
者がその違反行為の区分ごとに同表の中欄に掲げる指示を受けた後一
年以内における当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違
反行為関係累計点数（当該違反行為及び当該指示を受けた時から当該
違反行為が行われた時までの間における当該自動車についての当該違
反行為と同一の区分のその他の違反行為（その行為の都度、同表の下
欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。）のそれぞ
れについて別表第二の定めるところにより付した基礎点数の合計をい
う。以下この条において同じ。）が、当該自動車の使用者の次の表二
の上欄に掲げる前歴の回数に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定め
る点数以上の点数に該当することとなつたときは、当該自動車の次の
表三の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間を
超えない範囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させてはなら
ない旨を命ずることができることとする。

三
（略）

し、又は過去一年以内に二回以
上、法第百十八條第一項第四号
（法第七十五條第一項第二号に
係る部分に限る。）若しくは第
五号、法第百十九條第一項第十
一号若しくは法第百十九條の三
第一項第三号の違反行為をした
者であること。

違反行為	自動車の使用 者に対する指示	罪
(略)	(略)	(略)
表二・表三 (略)	(略)	法第百十七條の四第四号の罪

2
(略)

(大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)
第三十三条の六 法第九十条の二第一項第一号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者

イ 二 (略)

ホ 受けようとする免許を申請した日前六月以内に、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

(1) (略) (略)

二 次のいずれかに該当する者であつて、受けようとする免許を申請した日前一年以内に、当該免許に係る法第八八条の二第一項第四号に掲げる講習を終了したもの

イ・ロ(略)イ・ロ(略)

ハ 受けようとする免許を申請した日前六月以内に、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

(1) (略) (略)

二・ホ(略)二・ホ(略)

2 法第九十条の二第一項第二号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者

イ 二 (略) イ 二 (略)

ホ 受けようとする免許を申請した日前六月以内に普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許

(大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)
第三十三条の六 法第九十条の二第一項第一号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者

イ 二 (略)

ホ 受けようとする免許を申請した日前六月以内に、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の免許を受けていたことがある者で、当該外国の行政庁の免許を受けていた期間のうち当該外国に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

(1) (2)

二 次のいずれかに該当する者であつて、受けようとする免許を申請した日前一年以内に、当該免許に係る法第八八条の二第一項第四号に掲げる講習を終了したもの

(1) (2)

ハ 受けようとする免許を申請した日前六月以内に、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の免許を受けていたことがある者で、当該外国の行政庁の免許を受けていた期間のうち当該外国に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

(1) (2)

2 法第九十条の二第一項第二号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者

ホ 受けようとする免許を申請した日前六月以内に普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の免許を受

を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

二 次のいずれかに該当する者であつて、受けようとする免許を申請した日前一年以内に、当該免許に係る法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習を終了したもの
イ・ロ(略)イ・ロ(略)

八 受けようとする免許を申請した日前六月以内に普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

(二)略(二)略)

3 法第九十条の二第一項第三号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一(略)一(略)

二 原動機付自転車免許を申請した日前六月以内に原動機付自転車に相当する種類の車両の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

(三)略(三)略)

4(略)4(略)

第三十四条の二 法第九十六条の二の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当するもの

イハ(略)

二 法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を有する者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けた後当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上

けていたことがある者で、当該外国の行政庁の免許を受けていた期間のうち当該外国に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

二 次のいずれかに該当する者であつて、受けようとする免許を申請した日前一年以内に、当該免許に係る法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習を終了したもの

八 受けようとする免許を申請した日前六月以内に普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の免許を受けていたことがある者で、当該外国の行政庁の免許を受けていた期間のうち当該外国に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

3 法第九十条の二第一項第三号に定める講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

二 原動機付自転車免許を申請した日前六月以内に原動機付自転車に相当する種類の車両の運転に関する外国の行政庁の免許を受けていたことがある者で、当該外国の行政庁の免許を受けていた期間のうち当該外国に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

第三十四条の二 法第九十六条の二の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当するもの

イハ(略)

二 法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の免許を有する者で、当該外国の行政庁の免許を受けた後当該外国に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

のもの

ホ (略)

二 (略)

第三十四条の四 (略)

2 免許を受けようとする者が第一種運転免許を受けようとする者であつてその受けようとしている免許に係る自動車等に相当する種類の自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許を有するもの(当該外国等の行政庁等の免許を受けた後当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上の者に限る。)であるときは、法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験を免除する。

(指定自動車教習所の指定の基準)

第三十五条 法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ (略)

ロ 法第九十七条の二第四号若しくは第五号の罪、法第九十七条の二の二第六号若しくは第七号の罪、法第九十七条の二第三号若しくは第四号の罪、法第九十八条第一項第四号若しくは第五号の罪、法第九十九条第一項第十一号の罪又は法第九十九条の二第一項第三号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ハ (略)

2・3 (略)

(同等の免許)

第三十七条 法第百条の二第一項第二号の当該免許と同等の免許として政令で定めるものは、当該免許に係る免許自動車等に相当する種類の

ホ (略)

二 (略)

第三十四条の四 (略)

2 免許を受けようとする者が第一種運転免許を受けようとする者であつてその受けようとしている免許に係る自動車等に相当する種類の自動車等の運転に関する外国の行政庁の免許を有するもの(当該外国の行政庁の免許を受けた後当該外国に滞在していた期間が通算して三月以上の者に限る。)であるときは、法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験を免除する。

(指定自動車教習所の指定の基準)

第三十五条 法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ (略)

ロ 法第九十七条の二第二号若しくは第三号の罪、法第九十七条の二第四号から第八号までの罪、法第九十八条第一項第四号若しくは第五号の罪、法第九十九条第一項第十一号の罪又は法第九十九条の三第一項第三号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ハ (略)

2・3 (略)

(同等の免許)

第三十七条 法第百条の二第一項第二号の当該免許と同等の免許として政令で定めるものは、当該免許に係る免許自動車等に相当する種類の

自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許（外国等の行政庁等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して一年以上である者の当該外国等の行政庁等の免許に限る。）とする。

（仮運転免許の取消しの基準）

第三十九条の三 法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二（略）

三 仮運転免許を受けた者が法第百七条の二第一号若しくは第三号、法第百七条の二の二第一号若しくは第五号、法第百七条の三、法第百七条の四第二号若しくは法第百八条第一項第一号、第二号、第七号（法第八十五条第六項から第九項までに係る部分に限る。）若しくは第八号に係る違反行為（法第百八条第一項第一号に係る違反行為にあつては法第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第百八条第一項第二号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。）又は道路運送車両法第五十八条第一項若しくは自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条の規定に違反する行為をしたとき。

四（略）

2（略）

（我が国と同等の水準の運転免許制度を有する国又は地域）

第三十九条の四 法第百七条の二の政令で定める国又は地域は、次に掲げるとおりとする。

一 イタリア共和国

二 スイス連邦

三 ドイツ連邦共和国

自動車等の運転に関する外国の行政庁の免許（外国の行政庁の免許を受けていた期間のうち当該外国に滞在していた期間が通算して一年以上である者の当該外国の行政庁の免許に限る。）とする。

（仮運転免許の取消しの基準）

第三十九条の三 法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二（略）

三 仮運転免許を受けた者が法第百七条の二第一号若しくは第一号の二、法第百七条の三、法第百七条の四第二号から第四号まで若しくは法第百八条第一項第一号、第二号、第七号（法第八十五条第六項から第九項までに係る部分に限る。）若しくは第八号に係る違反行為（法第百八条第一項第一号に係る違反行為にあつては法第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第百八条第一項第二号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。）又は道路運送車両法第五十八条第一項若しくは自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条の規定に違反する行為をしたとき。

四（略）

2（略）

（我が国と同等の水準の運転免許制度を有する国）

第三十九条の四 法第百七条の二の政令で定める国は、次に掲げるとおりとする。

一 スイス連邦

二 ドイツ連邦共和国

- 四 フランス共和国
- 五 ベルギー王国
- 六 台湾

(日本語による翻訳文を作成する者)

第三十九条の五 法第七十条の二の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 自動車等の運転に関する免許に係る運転免許証を発給する権限を有する外国等(法第七十条の二に規定する国又は地域に限る。次号において同じ。)(の行政庁等又は同条に規定する国の領事機関)
 - 二 法(自動車等の運転に関する免許に係る部分に限る。)に相当する法令を所掌する外国等の行政庁等が、国家公安委員会に対し、自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有するものとして通知した外国等の法人その他の者であつて、国家公安委員会が相当と認められたもの
 - 三 自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を適切かつ確実に作成することができることと認められる法人として国家公安委員会が指定したもの
- 2 (略)

(法第七十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 (略)

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第七十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	物件費及び施設費に対応する額か	人件費に対応する額か

- 三 フランス共和国

(日本語による翻訳文を作成する者)

第三十九条の五 法第七十条の二の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 自動車等の運転に関する免許に係る運転免許証を発給する権限を有する外国(法第七十条の二に規定する外国に限る。次号において同じ。)(の行政庁又は当該外国の領事機関)
 - 二 法(自動車等の運転に関する免許に係る部分に限る。)に相当する法令を所掌する外国の行政庁が、国家公安委員会に対し、自動車等の運転に関する外国の行政庁の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有するものとして通知した外国の法人その他の者であつて、国家公安委員会が相当と認められたもの
 - 三 自動車等の運転に関する外国の行政庁の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を適切かつ確実に作成することができることと認められる法人として国家公安委員会が指定したもの
- 2 (略)

(法第七十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 (略)

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第七十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	物件費及び施設費に対応する額か	人件費に対応する額か

一 教習指導員として必要な自動車の運転技能 審査 (略)	区分 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員 (略)	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額 (略)	人件費に対応する額から減ずる額 (略)	七 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運送業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識 (略)	備考 (略)	
		物件費及び施設費に対応する額から減ずる額 (略)	人件費に対応する額から減ずる額 (略)			応ずる額から減ずる額 (略)
		物件費及び施設費に対応する額から減ずる額 (略)	人件費に対応する額から減ずる額 (略)			応ずる額から減ずる額 (略)

一 教習指導員として必要な自動車の運転技能 審査 (略)	区分 大型自動車免許及び中型自動車免許に係る教習指導員 (略)	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額 (略)	人件費に対応する額から減ずる額 (略)	七 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運送業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識 (略)	備考 (略)	
		物件費及び施設費に対応する額から減ずる額 (略)	人件費に対応する額から減ずる額 (略)			応ずる額から減ずる額 (略)
		物件費及び施設費に対応する額から減ずる額 (略)	人件費に対応する額から減ずる額 (略)			応ずる額から減ずる額 (略)

(略) (略) (略)

(略) (略) (略)

(アルコールの程度)
 第四十四条の三 法第百十七条の二の二第一号の政令で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液一ミリリットルにつき〇・三ミリグラム又は呼気一リットルにつき〇・一五ミリグラムとする。

(アルコールの程度)
 第四十四条の三 法第百十七条の四第三号の政令で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液一ミリリットルにつき〇・三ミリグラム又は呼気一リットルにつき〇・一五ミリグラムとする。

別表第一(第十七条の四関係)

別表第一(第十七条の四関係)

放置車両の態様の区分	放置車両の種類	放置違反金の額
三 (略) 法第四十九条の二第二項若しくは第五項後段の規定に違反して駐車しているもの又は法第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、法第四十九条の二第四項の規定に違反しているもの	(略)	(略)

放置車両の態様の区分	放置車両の種類	放置違反金の額
三 (略) 法第四十九条の二第二項若しくは第五項後段の規定に違反して駐車しているもの又は法第四十九条第二項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、法第四十九条の二第四項の規定に違反しているもの	(略)	(略)

備考 (略)

備考 (略)

